

## 4. 無電柱化を計画的に推進するための施策

### 1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行います。また、無電柱化の実施状況・効果等について、市報等を活用して周知を行い、理解を深めていきます。

### 2) 無電柱化情報の共有

国及び東京都と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、市の取り組みについて、国及び東京都、周辺自治体との共有を図ります。

### 3) 関係者間の連携強化

市が管理する道路において、電気・通信・ガス・上下水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、早めの調整を行うなど積極的に調整を図ります。

また、道路空間に余裕がない場合など、道路上への地上機器の設置が困難な場合においては、地上機器の設置場所として学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用が必要となるため、施設管理者・道路管理者との連携・同意のもと進めていきます。



図12 学校や公園等の公共施設を活用して地上機器を設置した例

### 4) 財源の確保

無電柱化を着実に実施するため、上位計画や関連する計画への反映・関係法令の改正・工期短縮が期待できる新しい技術や工法を取り入れた低コスト化などを踏まえ、事業に適切に実施するために財源を確保していきます。

## 5) 市内全域における無電柱化の推進

将来的に無電柱化された道路の連続性を確保するため、現在、東京都の無電柱化計画に含まれていない都道や都市計画道路(都施行)について、東京都に対して無電柱化の推進を要請します。